

求職者支援訓練（島根）キャラクター“求くん”及び“求ちゃん”使用に関する要項

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部
求職者支援課

（趣旨）

第 1 条 この要項は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部求職者支援訓練キャラクター“島求くん”及び“島求ちゃん”（以下、キャラクターという）の使用に関し、必要な要項を定めるものとする。

（使用）

第 2 条

1. 著作権については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部求職者支援課が有する。
2. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部は、特段の申請許可なくキャラクターを使用できるものとする。
3. 島根労働局は、求職者支援訓練に係る広報物・ホームページにおいてのみ、特段の申請許可なくキャラクターを使用できるものとする。
4. 島根県内で実施する求職者支援訓練の実施機関及び公的機関は、求職者支援訓練に係るコース案内・広報物・ホームページにおいてのみ、特段の申請許可なくキャラクターを使用できるものとする。
5. キャラクターの営利目的の使用は禁止する。
6. “島求くん”、“島求ちゃん”“はそれぞれ”求くん“、“求ちゃん”と略して使用できるものとする。

（その他）

1. この要項に定めるものの他、必要な事項は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部求職者支援課が定めるものとする。
2. この要項は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。
3. キャラクターは旧島根職業訓練支援センターにおいて開発したものであるが、平成 27 年 4 月 1 日法人名称の改定に伴い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部がすべての権利関係を引き継ぐものとする。